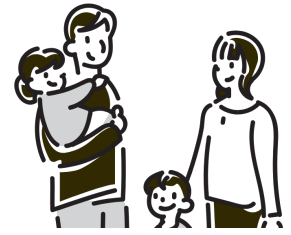


氷見市移住世帯生活応援金支給制度



世帯で転入し、一定の要件を満たす場合に電子地域通貨※（一世帯あたり10万円）を支給します。

※電子地域通貨の利用が困難であると認められる場合は、地域内商品券を支給

◆支給対象者

転入日または申込日時点において次のいずれかに該当する世帯が支給対象となります。

- ① **子育て世帯** … 高校3年生相当年齢以下の世帯員が1人以上いる世帯
- ② **新婚世帯** … 婚姻した日から1年以内の夫婦がいる世帯
- ③ **30歳未満** … 申請者が30歳に満たない
- ④ **医療介護保育人材** … 看護師、介護職または保育士として市内の事業所に従事する、および従事することが決まっている

◆対象外となる方

同一世帯内に以下に該当する方がいらっしゃる場合は対象外となります。

- ① 市内から市外へ転出した日から1年が経過していない
- ② 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った
- ③ 転入前の市区町村税に滞納がある
- ④ 過去にこの要綱による応援金の交付を受けている
- ⑤ 生活保護費を受給している
- ⑥ 現に氷見市民（転入日から2年が経過していない者を除く。）である
- ⑦ 地域おこし協力隊である

※氷見市に既存の世帯への一部転入の場合は対象外となります。

◆申請方法

転入した日より6か月以内（その日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）までに申請書類に必要書類（裏面参照）を添えて申請してください。

◆補助金の返還

次のいずれかに該当した場合、補助金の返還が必要です。

- ・虚偽又はその他不正な手段により応援金の支給を受けた場合
- ・転入の日から3年以内に転出した場合

◆申請書類

- 氷見市移住世帯生活応援金支給申込書
- 氷見市移住世帯生活応援金申請に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 氷見市ふるさと定住促進事業補助金に関するアンケート

【確認書類について】（※）…本人及び同一世帯の人以外が申請する場合は委任状が必要です。

対象者		書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票 (マイナンバー以外記載、続柄が入っているもの)	現在の住所、世帯員、 住定日、年齢	氷見市市民課窓口
	<input type="checkbox"/>	世帯全員の現在までの納付すべき税の完納を証明する書類 ※ない場合は最新年度の納税証明書 ※15歳以下(中学生以下)は不要	税の滞納の有無	納税証明書(完納証明書、滞納無し証明書)等 前住所地で取得(1月1日現在の住所地) ※詳しくは各自治体にお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/>	戸籍附票(婚姻等に伴い本籍を変更した場合は、本籍を変更する前の住所歴がわかる戸籍附票の除票)	住所歴 (氷見市に転入した日直前に1年間氷見市に居住していなかったか)	本籍地が氷見市内→氷見市役所窓口 本籍地が氷見市外→本籍地へ郵便請求等
新婚世帯	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	婚姻日	氷見市市民課窓口
医療介護 保育人材	<input type="checkbox"/>	事業所が発行する在籍証明または採用証明	就労の事実確認	就労先の事業所

★交付方法について★

「氷見市移住世帯生活応援金引換券」を送付しますので、市内の引換場所で引換券に記載された期限以内に引き換えてください。

☆ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。
【問合せ先】氷見市企画政策部 移住定住推進課 ☎0766-74-8190